

2011年度の国の学童保育(放課後児童クラブ)予算(案)

2011年 1 月 21 日 全国学童保育連絡協議会

2010年12月24日に発表された、学童保育(放課後児童クラブ)に対する国の補助金予算(案)は、総額307億5000万円です。2010年度予算と比べると33億3000万円の増額(12%増)です。補助金には、運営費と施設整備費がありますが、内訳は次の通りです。

放課後児童健全育成事業の補助金の推移					単位：円	
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度案	前年比
総額	158.49億	184.94億	234.53億	274.20億	307.50億	33.30億増
運営費	138.45億	161.32億	176.22億	234.85億	265.48億	30.63億増
施設整備費	18.14億	23.64億	56.68億	38.11億	40.75億	2.64億増

(全国学童保育連絡協議会作成)

運営費および加算分の補助単価(案)

2011年 1 月 21 日、全国厚生労働部局長会議が開かれ、2011年度の国の学童保育(放課後児童クラブ)の補助単価(案)が示されました。**(別紙参照)**

補助単価は、入所児童数、開設時間、開設日数によって異なります。また、障害児の受入などで、さらに加算があります。

【参考例】 児童数40人 午後7時まで開設 年間290日開設の場合の補助単価

	基本額	長時間加算額(1時間分加算)		開設日数分加算	合計
2010年度	3,026,000円	平日分	215,000円	520,000円	3,858,000円
		長期休暇分	97,000円	(40日×13000円)	
2011年度案	3,101,000円	平日分	260,000円	560,000円	4,038,000円
		長期休暇分	117,000円	(40日×14000円)	

差し引き前年比 180,000円増(4.7%増)

施設整備費の補助単価(案)

●施設整備費 40億7500万円 (前年比 2億6400万円増)

●内訳

①創設費補助(学童保育専用の施設の建設費) 補助単価 2150万円 (前年比同額)

②放課後子ども環境整備事業 → 補助単価は2010年度と同額

- ・放課後児童クラブ設置促進事業(余裕教室等の既存施設改修費) 補助単価700万円
- ・放課後児童クラブ環境整備改善事業(設備整備費) 補助単価100万円
- ・放課後児童クラブ障害児受入促進事業 補助単価100万円

2011年度の国の学童保育への補助単価(案)

*全国厚生労働部局長会議資料(2011年1月21日)より作成

2011年度の放課後児童健全育成事業の補助単価(案) (補助率3分の1 注3)

		2009年度 (250日の基準開設 日数)	2010年度 (250日の基準開設日 数)	前年比	2010年度 290日の場合 (注1)	2011年度(案) (250日開設)	前年比	2011年度(案) 290日の場合 (注2) 加算単価は14000円に
児童数 区分	10人～19人	995,000円	1,041,000円	46,000円増	1,561,000円	1,066,000円	25,000円増	1,626,000円(前年比65,000円増)
	20人～35人	1,630,000円	1,885,000円	255,000円増	2,405,000円	1,930,000円	45,000円増	2,490,000円(同 85,000円増)
	36人～45人	2,426,000円	3,026,000円	600,000円増	3,546,000円	3,101,000円	75,000円増	3,661,000円(同 115,000円増)
	46人～55人		2,873,000円	447,000円増	3,393,000円	2,943,000円	70,000円増	3,503,000円(同 110,000円増)
	56人～70人		2,719,000円	293,000円増	3,239,000円	2,784,000円	65,000円増	3,344,000円(同 105,000円増)
	71人以上	3,222,000円	2,566,000円	656,000円減	3,086,000円	2,626,000円	60,000円増	3,186,000円(同 100,000円増)
特例分	開設日数 200～249日	児童数20人以上 1,814,000 (10人～19人は対象外) 長時間開設加算 215,000円				児童数20人以上 1,859,000円(前年比 45,000円増) 長時間開設加算 260,000円 (前年比 45,000円増)		
長時間 開設加 算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 215,000円×18時を超えた時間数				1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 260,000円(1時間単価)×18時を超えた時間数 (前年比 1時間当たり45,000円増)		
	長期休暇等 分	1日8時間を超えて開設する場合 97,000円×1日8時間を超えた時間数				1日8時間を超えて開設する場合 117,000円(1時間単価)×1日8時間を超えた時間数 (前年比 1時間当たり20,000円増)		
市町村 分	放課後児童 クラブ支援 事業	(1) ボランティア派遣事業(4事業) 1事業当たり年額 463,000円×事業数				(1) ボランティア派遣事業(4事業) 1事業当たり年額 469,000円×事業数 (前年比 6000円増)		
		(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円				(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 613,000円 (前年比 29,000円増)		
		(3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,472,000円×か所数				(3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,520,000円×か所数(前年比 48,000円増)		
都道府 県等分	放課後児童指 導員等資質向 上事業費	都道府県・指定都市・中核市 1か所当たり 950,000円				都道府県・指定都市・中核市 1か所当たり 950,000円 (前年比同額)		

(全国厚生労働部局長会議資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成)

(注1) 開設日数に応じて加算があり、1日増える毎に2010年度は1万3000円加算された。300日が限度。実施調査で最も多い290日開設の場合、40日×1万3000円=52万円が加算される。

(注2) 開設日数加算は、2011年度(案)では、1日増える毎に1万4000円の加算となった(前年比1000円増)。290日の場合は、40日×1万4000円=56万円が加算される。

(注3) 補助率3分の1とは、上記の補助単価を、国と都道府県と市町村が3分の1ずつ負担する。政令指定都市・中核市は、都道府県負担分がなく、3分の2を負担する。

5. 児童健全育成対策について

(1) 放課後児童対策について

ア. 「放課後子どもプラン」について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところである。

平成22年度においては、放課後児童クラブが19,946か所（平成22年5月現在）、放課後子ども教室が9,280か所（平成22年度予定）の実施となっている。また、放課後子ども教室と連携している放課後児童クラブは、対前年860か所増の5,300か所（平成22年5月現在）となっており、年々増加しているところである。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、「安心こども基金」の地域子育て創生事業に、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでいる。また、平成23年度予算案においても、プランの着実な推進を図るために必要な運営費等の経費を計上したところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

イ. 「子ども・子育てビジョン」について

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定したところである。

本ビジョンの目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げを基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を現在の81万人（小学1～3年生の5人に1人（サービス提供割合21%））を平成26年度までに111万人（小学1～3年生の3人に1人（サービス提供割合32%））とすることを目指し、取り組みを進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図るとされている。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成2

2年5月現在で約8千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在している。各自治体におかれては、待機児童の把握及びその解消に向け、それぞれの地域におけるニーズを踏まえた積極的な取組をお願いしたい。

ウ. 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について

現在、「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本制度ワーキングチーム」において、放課後児童クラブのサービスが必要な子どもに対するサービス保障の強化を図る観点から、制度のあり方についてご議論頂いているところであるのでご了解願いたい。

エ. 放課後児童クラブの平成23年度予算案について

平成23年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡大に必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、「小1の壁」の解消に向け、保育サービス利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブのか所数の増（24,872か所→25,591か所）や開設時間の延長促進のための加算額の増を図るとともに、運営費補助額の改善を図ることとしている。各自治体におかれては、開設時間など、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図っていただくようお願いする。（関連資料参照）

また、ハード面（整備費）については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費や大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費について、必要なか所数を計上したところである。

なお、「安心こども基金」に、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援、放課後児童指導員の資質向上を図るための支援（以上、地域子育て創生事業）及び小学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を盛り込んでいるところであるので、各自治体におかれては積極的な活用をお願いしたい。

オ. 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの運営については、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての

放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用を図っていただくようお願いします。

また、放課後児童クラブの利用児童については、小学校4年生以上の児童や特別な支援を必要とする児童（障害児等）の積極的な受入れや、ひとり親家庭の児童の優先的利用について特段の配慮をお願いします。

さらに、放課後児童クラブにおける安全確保については、平成22年3月の通知により、放課後児童クラブにおいて発生した全治1カ月以上の重篤な事故について報告をお願いし、同年10月に半年間の報告状況を公表したところである。引き続き、報告についてご協力をお願いするとともに、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

（2）児童委員について

ア．円滑な児童委員・主任児童委員活動について

平成22年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、228,550人（うち主任児童委員21,098人）の方の委嘱がなされたところであり、一斉改選に当たり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げる。

また、改選前を上回った委嘱がなされたが、依然として定数を下回っている市町村も見受けられる状況であり、地域の実情も勘案し、適任者の確保について一層のご努力を御願います。

また、各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。

イ．関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子ども

やその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、平成22年9月に文部科学省とともに、各都道府県等の教育委員会、家庭教育担当部局、児童福祉担当部局に対し、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」という連名通知を発出し、学校における生徒指導や家庭教育支援、児童の健全育成に係る取組に積極的な相互連携を図り、一層の充実を御願いしたところである。各自治体においては、教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 児童福祉週間について

ア. 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行っている。

イ. 児童福祉週間の標語について

平成22年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、5,613作品の応募があり、御礼申し上げます。有識者等で構成した標語選定委員会で選考した結果、次の作品を平成23年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成23年度児童福祉週間標語》

おいでおいでみんなで一緒に遊ぼうよ

(大瀬 美乃里さん 11歳 長崎県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

平成23年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金
放課後児童健全育成事業等分単価(基準額)(案)

平成23年度基準額(案)	平成22年度基準額
1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費 (1)開設日数250日以上 ①児童数10～19人 <u>1,066千円</u> ②児童数20～35人 <u>1,930千円</u> ③児童数36～45人 <u>3,101千円</u> ④児童数46～55人 <u>2,943千円</u> ⑤児童数56～70人 <u>2,784千円</u> ⑥児童数71人以上 <u>2,626千円</u> ⑦開設日数加算 <u>14千円</u> ⑧長時間開設加算 (ア)平日分 <u>260千円</u> (イ)長期休暇等分 <u>117千円</u> (2)特例分(開設日数200～249日) ①児童数20人以上 <u>1,859千円</u> ②長時間開設加算 <u>260千円</u> 2 放課後子ども環境整備事業費 (1)放課後児童クラブ設置促進事業 <u>7,000千円</u> (2)放課後児童クラブ環境改善事業 <u>1,000千円</u> (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 <u>1,000千円</u> 3 放課後児童クラブ支援事業費 (1)ボランティア派遣事業 <u>469千円</u> (2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 <u>613千円</u> (3)障害児受入推進事業 <u>1,520千円</u> 4 放課後児童指導員等資質向上事業費 <u>950千円</u>	1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費 (1)開設日数250日以上 ①児童数10～19人 <u>1,041千円</u> ②児童数20～35人 <u>1,885千円</u> ③児童数36～45人 <u>3,026千円</u> ④児童数46～55人 <u>2,873千円</u> ⑤児童数56～70人 <u>2,719千円</u> ⑥児童数71人以上 <u>2,566千円</u> ⑦開設日数加算 <u>13千円</u> ⑧長時間開設加算 (ア)平日分 <u>215千円</u> (イ)長期休暇等分 <u>97千円</u> (2)特例分(開設日数200～249日) ①児童数20人以上 <u>1,814千円</u> ②長時間開設加算 <u>215千円</u> 2 放課後子ども環境整備事業費 (1)放課後児童クラブ設置促進事業 <u>7,000千円</u> (2)放課後児童クラブ環境改善事業 <u>1,000千円</u> (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 <u>1,000千円</u> 3 放課後児童クラブ支援事業費 (1)ボランティア派遣事業 <u>463千円</u> (2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 <u>584千円</u> (3)障害児受入推進事業 <u>1,472千円</u> 4 放課後児童指導員等資質向上事業費 <u>950千円</u>